お役立ち

# [4つの保険料控除]をしっかり 活用していますか?

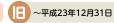


# 保険料控除

にはこちらの 4つが あります。



新 平成24年1月1日~



一般生命保険料控除

新 平成24年1月1日~



介護医療保険料控除

~平成23年12月31日

所得税 最大4万円 ※対象共済掛金8万円超

所得税 最大5万円 ※対象共済掛金10万円超

所得税 最大4万円 ※対象共済掛金8万円超

制度なし



※対象共済掛金7万円超

住民税 最大2.8万円





ご家族のために備える万一の保障は もちろん、資産形成などに役立つ積立 重視の保障にもご活用いただけます。

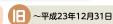
長生き時代の備えとして必要性が増し ている分野のため、平成24年から新た に控除制度が追加されました。



# 節税チャンス が4つもある なんて、知らな かったわ。

#### 年金保険料控除



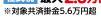


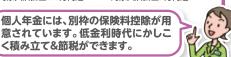


所得税 最大5万円 ※対象共済掛金10万円超



住民税 最大2.8万円 住民税 最大3.5万円

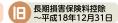




※対象共済掛金7万円超

### 地震保険料控除

新 平成19年1月1日~



所得税 最大5万円 ※地震保険料控除対象掛金5万円超 ※支払共済掛金2万円超

所得税 最大 1.5万円

住民税 最大 2.5万円 住民税 最大 1万円

※地震保険料控除対象掛金5万円超 ※支払共済掛金1.5万円超

建物の保障の掛金はもちろん、家財の 保障のご契約でも、地震保険料控除が ご活用いただけます。



たとえば、すべての保険料控除を最大限活用すると、 軽減される税額はこのようになります。(所得税・住民税)

く積み立て&節税ができます。

こんなに 節税できる なんて 助かるわ。



## 所得税率10%の方の場合



所得税 毎年17.000円の節税!

住民税 毎年 9.500円の節税!

合計で毎年26.500円の節税! 10年▶約26万円の節税!

20年 ▶約**50**万円以上の節税!

※課税所得金額195万円超~330万円以下の場合、所得税率は10%となります。 ※住民税率は所得に関わらず一律10%です。

※平成27年1月末現在の法令等にもとづき記載しています。将来の取扱いを保証するものではありませんのでご了承ください。 特別所得税については考慮していません。 ※生命保険料控除は、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除を合 計して所得税12万円、住民税7万円が上限となります。 ※一時払および共済掛金振替払特約に充当する掛金は、初年度のみ控除の対象 ※新生命保険料控除(一般·介護医療·個人年金保険料控除)は平成24年1月1日以降に締結されたご契約に適用され、平成 23年12月31日以前に締結されたご契約は原則として旧制度が引き続き適用されます。 ※平成18年12月31日までに締結された建物 更生共済にかかる地震保険料控除については、原則として旧長期損害保険料控除と選択適用になります。

「4つの保険料控除」を上手に活用して、かしこく節税を図りましょう。

©JA共済

詳しくは、最寄りの 支店窓口へ お問い合わせください

JA共済ホームページ http:/www.ja-kyosai.or.jp JA共済では、「ひと、いえ、くるま」の総合保障を取り揃えています。 今回ご案内以外の商品は左記JAホームページでご覧いただけます。

[ 15235555351 ]

